令和７年（フ）第６３１５号
大阪府茨木市東奈良１丁目３番16―401号
破産者　阿部　　強
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６４１６号
大阪市住之江区南港中３丁目９番25―113号
破産者　石田　孝寛
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７１０号
大阪府高槻市塚原２丁目13番１―1102号
破産者　島エクステリアこと　島　　清士
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０５５号
堺市堺区七道西町80番地４　(102号)、前住所堺市堺区東雲西町４丁３番20号
破産者　井谷　貴宏
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０５８号
堺市西区平岡町183番地80　(101号)、前住所大分県宇佐市大字上田1327番地の９
破産者　白石　寿信
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第９６号
兵庫県川西市小戸３丁目18番４号　101、前住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台４丁目６番地44
破産者　若杉　英紀
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市水島東栄町11番２号
破産者　髙橋美代子
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１０号
福岡県行橋市大字金屋377番地３
破産者　川中　作文
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和６年（フ）第４５９号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原161番地の１　与那原署待機宿舎102、開始決定時の住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜87番地の１　ＴＲＹ東浜501
破産者　髙江洲　綾
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目９番１号　プレミールＧ館203、開始決定時の住所北海道苫小牧市川沿町６丁目13番11号
破産者　川岸　一仁
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第１１号
秋田県大館市字水門前75番地２　グリーンアイ長木川　702号
破産者　森川　信子
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第５９号
石川県河北郡内灘町字大学２丁目107番地２
破産者　Ｐｌｕｓ　Ｎａｔｕｒａこと　水本　梨絵
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３１１号
静岡県田方郡函南町仁田284番地の５　ぶなの森　函南、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町仁田284番地の５特別養護老人ホーム函南・ぶなの森
破産者　片平　光教
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第９１９号
滋賀県栗東市北中小路417番地１　ヴィラ・デ・エステ403
破産者　福島　一行
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５号
岡山県倉敷市連島中央４丁目14番36号、転居前の住所群馬県藤岡市森519番地　サニーウェル106号室
破産者　川上　奈美（旧姓三宅）
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１５号
岡山県浅口市鴨方町六条院中1778番地１　アルフォート　鴨方103、開始決定時の住所岡山県浅口郡里庄町浜中93―192（住民票上の前住所）広島県福山市水呑町三新田一丁目266番地
破産者　重見　剛志
1　決定年月日　令和８年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係